

2022年10月11日



合同運用指定金銭信託の取り扱い開始について ～地域社会の発展をサポート～

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、下記の通り、地域社会発展のサポートを目的とする合同運用指定金銭信託の取り扱いを開始いたしましたのでお知らせします。

当行は、今後もグループ体となり、銀行の既存のビジネスモデルに捉われない持続可能な収益機会の創出及び付加価値の高いサービスを提供し、さまざまなお客さまの経営課題解決を通じて、地域社会とお客さまとともに未来を創造してまいります。

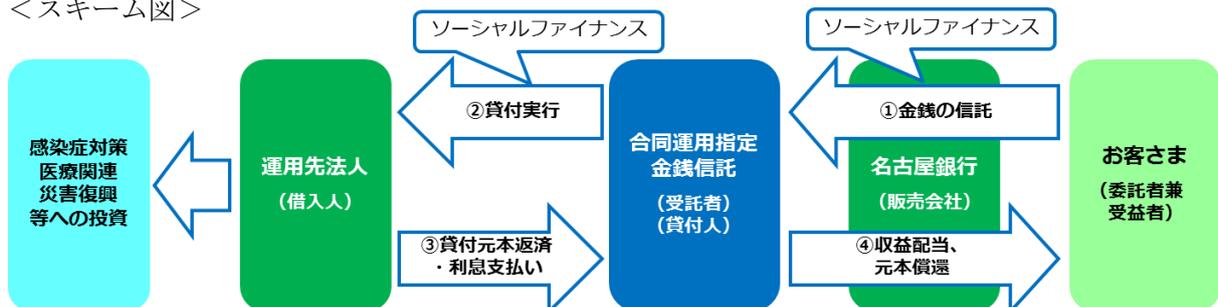
記

1. 取扱開始日 2022年10月12日（水）
2. 背景・目的 当行は、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明し、「サステナビリティに関する基本方針」を制定しております。その一環として、主に社会的改善効果をもたらす投資を資金使途とする「貸付金（ソーシャルファイナンス）」にて運用を行う合同運用指定金銭信託の取り扱いを開始します。
3. 商品の特徴
 - ・受託者が、複数のお客さま（委託者兼受益者）から信託された金銭を、主に信用力の高い法人向けの貸付金等信託約款に指定された範囲で合同して運用する、実績配当型の合同運用指定金銭信託です。
 - ・運用資産となる貸付金の資金使途は、感染症対策や医療関連、災害復興等の社会的改善効果をもたらす投資に限定されており、地域貢献の一助となります。

4. 商品の概要

お申し込みいただける方	個人・法人のお客さま
ソーシャルファイナンス	信託受益権及び運用資産（貸付金）に対して、ICMA（国際資本市場協会）が策定した「ソーシャルボンド原則」、金融庁が策定した「ソーシャルボンドガイドライン」、及びLMA（ローン市場協会）等が策定した「ソーシャルローン原則」との適合性に関するセカンドオピニオンを、第三者評価機関より取得することがあります。
取り扱い店	当行国内本支店 （インターネット支店、各ローンセンター、各プラザ除く）
その他	運用資産（貸付金）、募集予定金額、予定配当率等の諸条件は、募集毎に異なります。詳しくは当行本支店までお問い合わせください。

<スキーム図>



以上